

令和3年度 国東市創業支援公募補助金
募集要領（2次募集）

【募集期間】

令和3年9月8日（水）～令和3年10月27日（水）

【提出期限】

令和3年10月27日（水）17：00（必着）

【審査会（面接審査）開催予定日】

令和3年11月8日（月）

【問い合わせ先】

〒873-0503

大分県国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 活力創生課 産業創出係

電話：0978-72-5183

令和3年9月

国東市役所 活力創生課

1 事業の目的

この事業は、創業時に必要な初期費用を補助することで、本市における創業を促進し、地域の雇用拡大と活性化を図ることを目的としています。

2 補助金の対象者

本補助金の対象者は、次の（１）から（８）のすべての要件を満たす者であることが必要です。

- （１）令和２年４月１日以降に創業した者、又は令和４年３月３１日までに創業する者

※創業とは、次のいずれかに該当する場合のことをいいます。

<新規創業>

- ①事業を営んでいない者が、個人事業主として新たに事業を開始する場合
- ②事業を営んでいない者が、新たに会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社など）を設立し、会社の代表者として事業を開始する場合

<第二創業>

- ③事業を営んでいる者が、現在営んでいる事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し（もしくは新たに個人事業主として）、既存事業と異なる新たな事業を開始する場合
- ④個人事業主または会社が、既存事業と異なる新たな事業を開始する場合

<移住者の創業>

- ⑤移住者が市内において個人事業主又は会社の代表者として事業を開始すること

- （２）市内に事業所を設置する者
- （３）市内に住所を有し（又は補助事業の完了日までに市内に転入する者）、１０年以上継続して市内に居住する見込みがある者
- （４）市税等に滞納がない者
- （５）許認可等が必要な業種の創業については、補助事業の完了日までに許認可等を受ける者
- （６）経営、財務、人材育成、販路開拓の四分野の知識を習得するために当市の創業支援等事業計画中の支援（国東市創業支援セミナー等）を受けている者、又は補助事業の完了日までに支援を受ける者
- （７）国東市商工会の会員である者、又は補助事業の完了日までに国東市商工会の会員となる者
- （８）次の①～④のすべてに該当しない者
 - ①暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者

③過去5年間以内に、この補助金の交付決定を受けた者

④補助対象経費の合計額が50万円未満の者

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、『雇用の拡大』や『地域経済の活性化』、『地域振興』に繋がることが見込まれる事業で、事業収益によって自律的な事業の継続が可能な事業です。

※上記の事業のうち、下記①～③に該当する経費は対象となりません。

- ①個人事業主として行う系統出荷による収入が主となる農業（林業、漁業も同様）
- ②住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）
- ③公序良俗に問題がある、又は公的な資金の用途として社会通念上不適切であると認められる事業

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の（1）から（4）に定める経費とします。

- （1）事業所の新築費、改装費（ただし、居住用部分は除く）
- （2）備品、設備費（ただし、車両については移動販売用車両に限る）
- （3）広報費
- （4）事業所の賃貸費（ただし、居住用部分は除き6ヵ月分を上限とする）
 - ・交付申請の6ヵ月前の日以降に賃貸借契約したもので、交付決定日以降に支払う月額賃料が対象となります。（敷金・礼金・駐車場費・光熱水費・共益費等は対象外です。）
 - ・3親等以内の親族が所有する不動産を借りる際にかかる賃貸費は対象外です。

※上記の補助対象経費のうち、下記①～④に該当する経費は対象となりません。

- ①消費税
- ②消耗品
- ③美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものにかかる経費
- ④国、県、その他の機関から補助金の交付を受ける予定がある経費

【注意事項】

- ・補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費に限ります。
- ・本補助金の交付決定日から、補助対象事業完了日までの契約・発注・納品等により発生した経費に限られます。
 - ※この期間の以前に発生した経費は対象外となります。
- ・証拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

5 補助金額と支払方法

(1) 補助金額

補助金の金額は補助対象経費の総額の2分の1で、最大150万円です。
また、1,000円未満の金額については切り捨てとなります。

(2) 支払方法

補助金の支払いは、原則精算払いとなります。これは、補助対象事業完了後に市による検査を受け、支払がなされるものです。

※補助金交付決定と同時に支払われるものではありません

6 相談会およびセミナーの実施について

(1) 創業計画書作成指南の相談会

申込みの際に必要な創業計画書の作成方法をアドバイスする個別相談会を開催します。参加希望の場合は事前に国東市役所活力創生課にお問い合わせください。

場所	日時
国東市役所、国東市商工会	随時

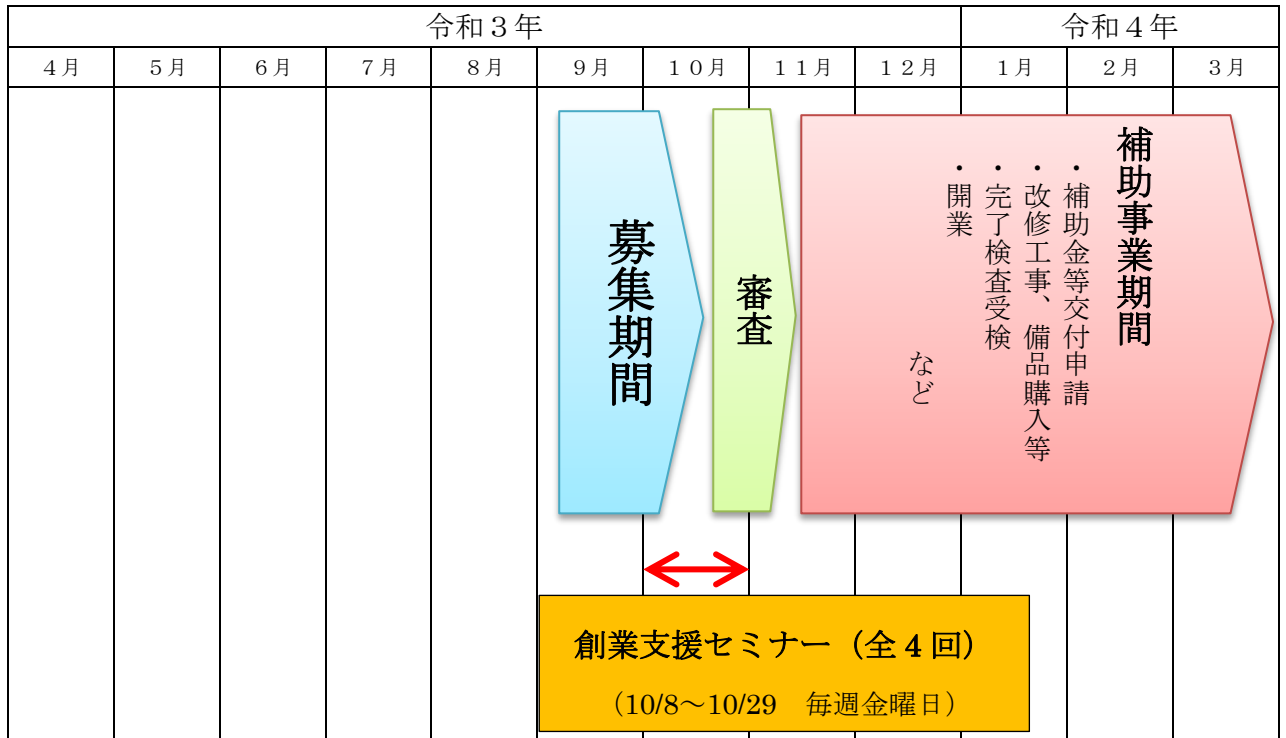
(2) 創業支援セミナー及び創業相談の受付け

セミナーの受講や個別相談を行うことで、人材育成・財務・経営・販路開拓の事業継続に必要な4分野の知識を習得できます。なお、この4分野の知識すべてを習得したことを証明する書類の提出が、補助金の支払いには必須です。相談は随時受け付けていますが、事前にご連絡ください。

場所	内容	備考
国東市商工会	個別相談	随時
おおいたスタートアップセンター（大分市内）	個別相談、セミナー開催	随時
<u>国東市役所</u>	<u>創業支援セミナー開催</u>	10/8～10/29 毎週金曜日 全4日間

7 スケジュール

令和3年度（2次募集）の本補助事業のスケジュールは次のとおりです。



※補助事業期間が短期間となりますのでご注意ください。

9月 8日（水）	募集開始
10月 8日（金） 18:30～20:30	創業支援セミナー（第1回）開催 ・「財務会計」、「経営」講座
10月15日（金） 18:30～20:30	創業支援セミナー（第2回）開催 ・「販路開拓」、「人材育成」講座
10月22日（金） 18:30～20:30	創業支援セミナー（第3回）開催 ・「創業計画書作成」講座
10月27日（水） 17:00	参加申込書 提出期限
10月29日（金） 18:30～20:30	創業支援セミナー（第4回）開催 ・「プレゼンテーション」講座
11月 8日（月）	審査会（面接審査） 開催予定日
11月中旬	審査結果の通知
11月中旬 ～ 令和4年3月31日（木）	補助対象事業 実施期間

8 応募手続き

(1) 募集期間

令和3年9月8日(水)～令和3年10月27日(水)

(2) 提出期限

令和3年10月27日(水) 17時00分(必着)

(3) 提出先

〒873-0503

国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 活力創生課 産業創出係

TEL: 0978-72-5183

(4) 提出書類

	書類名	備考
1	国東市創業支援公募補助金参加申込書	要綱第7条・様式第1号
2	創業計画書	要綱第7条・様式第2号
3	創業した日付のわかるもの (申し込み時点で創業している方のみ)	開業届出書の写し 登記事項証明書の写し 等
4	事業所の所在がわかるもの (申し込み時点で創業している方のみ)	登記事項証明書の写し 賃貸借契約書の写し 等
5	住民票の写し	
6	市町村税の滞納がないことを証する書類 (市税の滞納のない証明など)	
7	誓約書	要綱第7条・様式第3号

9 審査

(1) 審査方法

① 書面審査

- ・担当課により、「補助対象者として適合しているか」「必要書類が揃っているか」等、本補助金の交付要件を満たしているかを審査します。
- ・応募が多数あった場合は、創業計画書等の提出された書類を基に、審査委員会
が審査を行い面接審査に進める人を決定します。

② 面接審査（書面審査を通過した方のみ）

- ・応募者によるプレゼンテーション及び質疑により審査を実施します。

(2) 審査会（面接審査）の開催日（予定）

11月8日（月）

※時間については、応募者に個別で連絡します。

※審査委員の都合等により、面接審査日が変更となる場合もありますのでご了承ください。

(3) 審査項目

以下の項目について、採点を実施します。

① 実現性

- ・創業計画は実現性が高いものか

② 競争性

- ・市場（地域）での競争において優位性を確立できる事業であるか

③ 発展性

- ・将来的に成長できる見込みが高い事業であるか

④ 継続性

- ・事業継続に必要な収益を安定的に得られる計画であるか

⑤ 政策目的適合性

- ・本補助金の交付の趣旨に沿った事業であるか

(4) 補助金交付対象者の認定

審査会による審査結果が合格基準以上の者のうち、上位の者から順に予算の範囲内で令和3年度の補助金交付対象者として認定します。

10 注意事項

- (1) 審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。
- (2) 提出書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (3) 本補助金の交付者については、事業概要等について公表することがあります。
- (4) 本補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間以内に事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (5) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- (6) 本補助金を活用して取得した不動産や備品等の財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。また、不動産及び50万円以上の財産を処分する場合は、市長の承認を受けなければなりません。

※市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付することを求める場合があります。
- (7) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付の条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・補助金の返還を求める場合があります。
- (8) 本募集要領の他「国東市補助金等交付規則」及び「国東市創業支援公募補助金交付要綱」の規定に従っていただきます。